

4月から都道府県と市町が協力して 国民健康保険を運営します

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、4月から都道府県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など国民健康保険運営の中心的役割を担い、制度の安定化を図ります。



4月からここが変わります

●高額療養費の多数回該当の通算方法が変わります

過去12か月のうち、4回以上高額療養費に該当した場合、自己負担上限額が引き下げられる制度があります(多数回該当)。これまでは他の市町村に転出した場合、高額療養費の該当回数は通算されませんでした。平成30年度からは県内の異動で、同じ世帯構成であれば高額療養費の該当回数が通算されます。

●国民健康保険被保険者証などの様式が変わります

県も国民健康保険の保険者となるため被保険者証(保険証)などの様式の表記が一部変わります。

※国民健康保険の手続き・申請などは変わりません

病院などでの医療の受け方は変わりません。また、国民健康保険の加入・脱退の手続きや保険給付の申請、各種届出の窓口、国民健康保険税の納付先についても今までどおり変わりません。

	滋賀県	湖南市
財政運営	財政運営の責任主体として、県内市町ごとの国民健康保険事業費納付金を決定	国民健康保険事業費納付金を滋賀県に納付
資格管理	滋賀県国民健康保険運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	各種届出の受付(加入・脱退など)資格の管理、保険証などの発行
国民健康保険税の決定、賦課・徴収	県内市町ごとの標準保険料率を算定・公表	標準保険料率などを参考に湖南市の保険料率を決定、保険税の賦課・徴収
保険給付	保険給付に必要な費用を全額各市町へ支払い	保険給付の申請受付、決定、支給
保健事業	市町に対し、必要な助言・支援	被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施

問 保険年金課(東庁舎) ☎71・2324 ☎72・2460

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の納付は口座振替がおトクです!

4月分からの国民年金保険料を口座振替で前納すると次のとおり保険料が割引されます。希望する場合は、2月28日(水)までに金融機関か草津年金事務所です手続きをしてください。手数料は不要です。

現在、口座振替を利用している人も、前納を希望する場合は手続きが必要です。

口座振替を利用した場合の保険料額(平成29年度の場合)

- ① 2年前納…4月分～翌々年3月分の保険料を5月1日に引き落とし前納保険料額 378,320円(割引額15,640円)
 - ② 1年前納…4月分～翌年3月分の保険料を5月1日に引き落とし前納保険料額 193,730円(割引額4,150円)
 - ③ 6か月前納…4月分～9月分の保険料を5月1日に、10月分から翌年3月分までの保険料を10月末に引き落とし前納保険料額 97,820円(割引額 1,120円)
 - ④ 早割制度…毎月の保険料を当月末に引き落とし早割保険料額 毎月16,440円(割引額50円)
 - ⑤ 翌月振替…毎月の保険料を翌月末に引き落とし保険料額 毎月16,490円(割引なし)
- ※平成30年度の保険料は今月中に告示される予定です。

クレジットカードでも納付できます!

口座振替のほかにクレジットカードによる2年前納、1年前納、6か月前納、毎月納付(割引なし)があります。前納の割引は、納付書による現金納付の場合と同じですが、一部免除が承認された期間は利用できません。手続きは草津年金事務所でお願います。

クレジットカードを利用した場合の納付方法

- ① 2年前納…4月分～翌々年3月までの保険料を4月末に引き落とし
- ② 1年前納…4月分～翌年3月分までの保険料を4月末に引き落とし
- ③ 6か月前納…4月分～9月分までの保険料を4月末に、または10月分から翌年3月分までの保険料を10月末に引き落とし
- ④ 毎月納付…毎月の保険料を翌月末に引き落とし(割引なし)

問 草津年金事務所国民年金課 ☎077・567・2220



2月のイベント



- ◎17日(土)、18日(日)…来店者30万人達成感謝祭 畑直市も同時開催します!
- ◎毎週土曜日…鮮魚の日 新鮮なお魚を販売します!
- ※鮮魚は天候により、入荷できない場合があります。

- ◎15日(木)…新規出荷者説明会 ここぴあに出荷を考えている人を対象に説明会を行います。

問 市民産業交流促進施設「ここぴあ」

☎72・5552 ☎72・8310

